

感染症の種類と出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第18条及び19条）

		感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	感染症予防法の一類と二類感染症。感染力、り患時の危険性や重篤性等が極めて高い感染症。	エボラ出血熱	治癒するまで
		クリミア・コンゴ出血熱	
		痘そう	
		南米出血熱	
		ペスト	
		マールブルグ病	
		ラッサ熱	
		急性灰白髄炎	
		ジフテリア	
		重症急性呼吸器症候群(SARS)	
		中東呼吸器症候群(MERS)	
特定鳥インフルエンザ			
第二種	飛沫感染するもので、児童生徒等のり患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症。	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹	解熱後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
		結核	病状により学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで		
第三種	学校教育活動を通じ、児童生徒に流行を広げる可能性がある感染症。	コレラ	病状により学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
* その他の感染症			

※令和5年5月8日公布

【\*その他の感染症とは】

通常は出席停止措置をとらないが、条件によって出席停止の措置が必要と考えられる感染症で、かつ学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば学校長が学校医の意見を聞き第三種の感染症として、措置をとることがある疾患。

(例) ・流行性嘔吐下痢症 ・手足口病 ・伝染性紅斑 ・マイコプラズマ肺炎 など